2011 年 11 月 2 日

北海道大学学長
佐伯　浩　　様

北海道大学教職員組合
執行委員長　　神沼　公三郎

国大協総会に当たり緊急申し入れ：国家公務員給与臨時特例法案を廃案にするために

来る 11 月４日に開始される国立大学協会（国大協）の総会で、国大協として「国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案」（臨時特例法案）に明確に反対する態度を決定するよう、貴職が積極的な行動をとることを要請します。その理由は以下のとおりです。

記

一、国家公務員給与決定の枠組みを踏みにじるもの

政府は 10 月 28 日の閣議で「公務員の給与に関する取扱いについて」を決定した。同決定は、人事院勧告（人勧）の実施を見送るとともに、６月３日の閣議決定に基づき国会に提出してそのご継続審議になっている臨時特例法案の早期成立を目指す、としている。しかし、政府のこの手続きは、国家公務員の労働基本権を制約する代償措置として設置された人事院勧告制度を踏みにじるもので、憲法違反の疑いすら指摘されているほどの暴挙である。

一、公務員の労働基本権は少しも回復していない

政府が 6.3 閣議決定の拠り所としたのは、国家公務員における連合系組合との間で交わした、労働基本権回復に向けた合意であった。しかし国家公務員には、連合系にも増して有力な全労連系組合が存在するにもかかわらず、政府は後者の組合と何も議論していない。しかも 10.28 閣議決定は結局、連合系組合との合意さえ反故にして、労働基本権の回復措置を先送りしたまま人事院勧告を踏みにじろうとしている。

一、国民生活がさらに悪化する

10.28 閣議決定は、「我が国の厳しい財政状況と東日本大震災という未曾有の国難に対処するため」に、臨時特例法案の成立が必要であるとしている。だが、臨時特例法案の成立は単に国家公務員の賃金を下げるだけではなく、地方公務員やその他多くの国民の生活に影響する。政府はこの賃金減額により約 2,900 億円の財源が節約できるとしているが、減額幅がおよそ 10%に及ぶ「未曾有の」高率であるため、その影響を受けて国民全体で年間 3 兆 4,700 億円もの家計収入減になり、国と地方の税収減が約 5,400 億円に達するとの試算もある。この賃金減額がわが国経済と国民生活をさらに悪化させ、震災からの復旧・復興を一層困難にするのは火を見るより明らかである。

一、政府による賃金水準の押しつけで、国家公務員と北大職員との賃金格差は逆に広がった

国立大学が 2004 年度に法人化され、その教職員は国家公務員法の枠組みから離れたが、政府は毎年、人勧を実施するための閣議決定で、国立大学法人にも人勧の適用を事実上、強制してきた。そのため、もともと国立大学の職員は国家公務員のなかで非常に低賃金だったにもかかわらず、2009 年度、2010 年度の２年間、国家公務員と同率の賃金減額を押しつけられ、賃金格差は何ら縮小していない。それどころか北大の場合、国家公務員との賃金格差は 2009 年度よりも 2010 年度のほうが広がってしまった。

一、国立大学教職員の賃金は労使交渉で決めなければならない

北大の教職員がそろって過重労働に喘いでいる現実は、誰よりも貴職がよく知っているはずである。教職員の賃金をこれ以上、引き下げるのは北大として自殺行為である。その状態を未然に回避して、教職員が研究・教育に、その支援業務に全精力を投入するには、今回の臨時特例法案をぜひとも廃案に追い込む必要がある。貴職はそのために最大の努力を傾注すべきであり、また労働基準法の精神にのっとり教職員の賃金を自主的な労使交渉で決める道の採用を、直ちに宣言するべきである。